

様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年7月16日

評 価 者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	百合丘老人いこいの家
指定期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日
業務の概要	<p>1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること</p> <p>2 利用の許可に関する業務</p> <p>3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務</p> <p>4 施設等の維持管理に関する業務</p>
指定管理者	名称：川崎市麻生区社会福祉協議会 代表者：会長 森 政吉 住所：麻生区万福寺1-2-2 新百合21ビル1階 電話：044-952-5500
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>施設運営の全般に係わる「利用者満足度調査」の実施や意見箱の設置等を通じて、利用者ニーズを把握した上で、施設運営に反映し、魅力ある施設運営を行うことができている。</p> <p>また、地域の代表者等で構成する運営委員会を設置し、課題等を共有し協力して解決していくことで、円滑に施設を運営ができている。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>教養講座や行事の実施にあたっては、応募時の事業計画に則って実施するとともに、利用者の要望等を踏まえ、指定管理者が創意工夫を加えることで、高齢者の交流の場として、質の高いサービスを提供している。</p> <p>また、地域に根ざした施設として、地域性に配慮した事業運営を実施し、いこいの家事業を広報することで、いこいの家を利用していない方々に参加してもらえるような取組を実施し、地域に根ざした事業を展開している。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>利用者の来所時に、管理人が一人ひとりに声を掛けることによって、心身の状況が日常と変わりないか確認し、利用者の健康管理に配慮している。</p> <p>また、緊急時に利用者を守ることができるよう、利用者参加による防災訓練を実施するなど、安全管理体制を確立している。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none">小地域活動の拠点として、地域の特性を活かしながら、利用者の幅広いニーズに対応し、一層のサービス向上に努めること。充実した設備を活用し、介護予防に資する取組みをより積極的に実施すること。団塊世代の利用を促進するため、魅力ある講座の実施や広報活動を積極的に展開すること。「利用者満足度調査」等の結果を踏まえ、施設運営へ反映するための具体的な手法を検討すること。

3. これまでの事業に対する検証

検証項目	検証結果																																									
1 所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者と適宜連絡を取り合い、履行状況の確認及び報告を受けており、運営上の課題等について、検討を図っている。																																									
2 制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上) 区内で最も充実した湯沸室を持つ利点を生かし、地域の活動拠点として、サロンやミニティケアサービス、会食・配食サービス等を実施したため、開所以来、利用者数が毎年増加している。</p> <p>【利用者数】</p> <table> <tbody> <tr><td>平成20年度：</td><td>9,224人</td></tr> <tr><td>平成21年度：</td><td>9,717人</td></tr> <tr><td>平成22年度：</td><td>10,469人</td></tr> <tr><td>平成23年度：</td><td>11,087人</td></tr> <tr><td>平成24年度：</td><td>12,974人</td></tr> <tr><td>平成25年度：</td><td>2,367人（5月31日現在）</td></tr> </tbody> </table> <p>(経費の節減) 前指定期間における平均の決算額は、“2,691,906円”となっており、収支がマイナスとなっていないこと、また、決算額について、他の施設の実績を考慮すると妥当であると考える。</p> <p>【決算額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">前指定期間</th> </tr> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>2,732,286</td> <td>2,885,437</td> <td>2,748,037</td> <td>2,769,154</td> <td>2,866,697</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>2,708,206</td> <td>2,708,574</td> <td>2,653,164</td> <td>2,701,492</td> <td>2,688,093</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>24,080</td> <td>176,863</td> <td>94,873</td> <td>67,662</td> <td>176,924</td> </tr> </tbody> </table>	平成20年度：	9,224人	平成21年度：	9,717人	平成22年度：	10,469人	平成23年度：	11,087人	平成24年度：	12,974人	平成25年度：	2,367人（5月31日現在）		前指定期間					平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	委託料	2,732,286	2,885,437	2,748,037	2,769,154	2,866,697	決算額	2,708,206	2,708,574	2,653,164	2,701,492	2,688,093	差引額	24,080	176,863	94,873	67,662	176,924
平成20年度：	9,224人																																									
平成21年度：	9,717人																																									
平成22年度：	10,469人																																									
平成23年度：	11,087人																																									
平成24年度：	12,974人																																									
平成25年度：	2,367人（5月31日現在）																																									
	前指定期間																																									
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																					
委託料	2,732,286	2,885,437	2,748,037	2,769,154	2,866,697																																					
決算額	2,708,206	2,708,574	2,653,164	2,701,492	2,688,093																																					
差引額	24,080	176,863	94,873	67,662	176,924																																					
3 当該事業について、業務範囲・実施方法、経費などで見直すべき点はないか	市民に対して比較的安定したサービスを提供している。今後、いこいの家は、介護予防拠点としての役割の重要性がより高まっていくことから、指定管理者の創意工夫によって、団塊世代の利用促進や介護予防に資する取組みを、積極的に展開していくことが課題である。																																									
4 指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>本市においては、これまでの行財政改革プランの中で、「民間でできることは民間で」という原則のもと、公の施設への指定管理者制度の導入を積極的に実施してきた。</p> <p>また、市民に対して安定したサービス提供が図られていることや、関連法令及び制度趣旨において何ら問題がないことから、引き続き、指定管理者制度を活用していく。</p>																																									

4. 今後の事業運営方針について

当該施設は平成20年4月1日の開設当初から指定管理者制度を導入しており、利用者ニーズの把握や経費縮減に取り組むなど、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができた。

今後、老人いこいの家は、地域の高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能に加え、介護予防拠点として、本市の高齢者福祉施策を推進するための重要な役割を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により、更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き、指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。

なお、次期のいこいの家指定管理者の一斉更新の際は、グループピングのメリットを考慮し、複数のいこいの家をグループピング化するとともに、指定管理期間を5年間とし、公募することが望ましいと考える。